

省エネ設備導入補助金

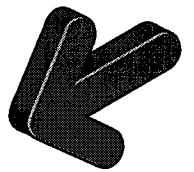
省エネ照明・空調設備への更新を支援します

この制度は市内企業が、事業所(※1)の省エネ化を目的として、既存の照明機器や空調設備をLEDや高効率の空調機などの省エネ機器(※2)に更新する事にかかる費用の一部を補助します。また、市内の工業団地等へ新たな事業所を設置する進出企業についても、新しい事業所での省エネ機器の設置にかかる費用の一部を補助します。

【用語の定義】

- ※1「事業所」…事業者が自らの事業の活動場所として使用する建物等で、他社に賃貸する目的のものを除く。
- ※2「省エネ機器」…照明機器及び空調機器のうちエネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律(平成22年法律第38号)第2条第3項第2号及び第2号で規定する主務大臣が定めるエネルギー環境適合製品であるもの
- ※3「小規模企業者」…製造業その他の業種は従業員20人以下、商業・サービス業は従業員5人以下

- この補助金は中小製造業生産性向上、合理化、省力化、省エネ化設備導入補助金の申請を含めて、どちらか1回限りご利用が可能でしたが、通算して、2回まで申請できるようになりました。
※ただし、2回目ご利用の方は補助金の交付限度額が半額になります。
- 小規模企業者に限り補助対象経費の下限を50万以上の事業としました。



1. 対象者

- ① 市内で1年以上継続して操業していて市税を完納しているもので、次に掲げる条件を全て満たしているもの
- ② 市内の工業団地へ進出する企業で次に掲げる条件を全て満たしているもの
(※進出企業には要件がありますので、必ず要項をご覧ください)

- ・風俗営業法等の規制及び業務の適正化に関する法律第2条に規定しないもの
- ・日本標準産業分類による大分類のうち、次に掲げる業種に該当しないもの
A(農業、林業) B(漁業) F(電気・ガス・熱供給・水道業) O(教育・学習支援業)、P(医療・福祉)、R(サービス業)のうち中分類93(政治・経済文化団体)、94(宗教)、95(その他サービス業)、96(外国公務)、S(公務)

2. 対象経費

○事業所において省エネ機器でない既存の照明機器及び空調設備(ともに屋内設置)を省エネ機器に更新する事業の経費。

進出企業については新規事業所で新規設置する省エネ機器の経費

※ この事業に関して他の補助を受けない事業であること

※ 補助対象事業費が申請時において100万円(小規模企業は50万円)以上のもの

※ 申請以前に着手したもの(設計の実施含む)は補助対象経費にはなりません。

申請者自らが設備を設置する場合の補助対象経費は物品の購入にかかるのみとします。

(工事に係るもの含む)

※詳しくは詳細が書かれた要項を必ずご覧ください。

3. 交付金





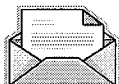

補助対象経費のうち、一次及び二次受注者の市内企業の受注額の占める割合	補助割合	補助上限額	
		申請1回目	申請2回目
70%以上	3分の1	150万円	75万円
40%以上70%未満	6分の1	100万円	50万円
40%未満	補助なし		

4. 交付手続き

補助事業を開始する前に、次の書類を提出して交付決定を受けてください。

- 交付申請書 補助事業内容説明書 事業費収支予定内訳表（見積書添付）
- 暴力団排除に関する誓約書 製品仕様書及び設置図面
- 前橋市の市税（市内に新たに事業所を設置する場合、従前の事業所が立地する自治体の市区町村税）に未納のない事を証明する書類

5. 申請手続きの流れ

	申請者	前橋市
①申請書等の提出	事業実施前に申請	
②交付決定		審査及び調査
③実績報告書の提出	(1)実績報告書 (2)事業費収支内訳書 (3)対象経費の支払いを証明する書類 (4)完成写真	
④確定通知書を送付		審査及び調査
⑤請求書の提出	交付決定後、次の書類により請求 (1)補助金交付請求書 (2)交付決定通知書の写し	
⑥補助金の交付		請求書受理から30日以内に支払

6. 注意事項

- ※申し込み順とし、予算額に達した時点で受付を締め切ります。
- ※事前着工は認められません。
- ※本補助金は年度にかかわらず「中小製造業生産性向上、合理化、省力化、省エネ化設備導入補助金」の申請を含めて1企業（連結、子会社含める）につき通算2回までになります。

【申請書・詳細が記載された要項は前橋市ホームページから入手できます】

掲載場所はホーム→事業者の方へ→産業振興・仕事→商工業→中小企業経営支援及び助成制度→【企業向け支援】産業支援省エネ設備導入補助金のご案内

お申込み先・お問合せ先
 〒371-8601 前橋市大手町二丁目12-1
 前橋市 産業経済部 産業政策課 産業政策係
 電話：027-898-6983（直通）
 FAX：027-224-1188